

## 第 4 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 23 年 4 月 21 日 (木) 午前 10 時 00 分

場 所 津市美里庁舎 2 階 第 1 会議室

出席部会委員 2 野田<sup>のだ</sup> 久忠<sup>ひさただ</sup>・3 太田<sup>おおた</sup> 義政<sup>よしまさ</sup>・4 眞弓<sup>まゆみ</sup> 純一<sup>すみかず</sup>・5 赤塚<sup>あかつか</sup> 薫<sup>かおる</sup>  
6 青木<sup>あおき</sup> 正司<sup>しょうじ</sup>・7 伊藤<sup>いとう</sup> 征一<sup>せいいち</sup>・9 奥山<sup>おくやま</sup> 正夫<sup>まさお</sup>・11 後藤<sup>ごとう</sup> 勝<sup>かつ</sup>  
13 阪<sup>さか</sup> 芳一<sup>よしいち</sup>・14 清水<sup>しみず</sup> 文兵衛<sup>ぶんべえ</sup>・17 牧野<sup>まきの</sup> 礼吉<sup>れいきち</sup>・18 増地<sup>ますじ</sup> 和久<sup>かずひさ</sup>  
19 村治<sup>むらじ</sup> 隆史<sup>たかし</sup>・23 清水<sup>しみず</sup> 清<sup>きよし</sup>・24 中林<sup>なかばやし</sup> 長一<sup>ちやういち</sup>・47 田中<sup>たなか</sup> 千福<sup>かずよし</sup>  
以上 16 名

欠席委員 41 西口<sup>にしぐち</sup> 正國<sup>まさくに</sup>

出席部会員外委員 会長 野田 悟

議長 第 1 農地部会長 伊藤 征一

事務局職員 飯田事務局長・藤井調整担当参事・西田調整担当副参事  
内藤調整担当主幹・長谷川担当副主幹

総合支所 河芸：服部主査 美里：山川担当主幹 安濃：紀平主査  
芸濃：後藤副主幹

議事録署名者 2 野田<sup>のだ</sup> 久忠<sup>ひさただ</sup>・47 田中<sup>たなか</sup> 千福<sup>かずよし</sup>

事 項

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について  
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について  
報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について  
報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)  
報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (賃貸借権)  
報告第 6 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (使用貸借)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (農業委員会許可・所有権移転)  
議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可)  
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について  
(農業委員会許可・所有権移転)  
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について  
(農業委員会許可・使用貸借)

議案第 5 号 非農地証明願について  
議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について (別冊)

## 議 事 の 大 要

- 議 長      それでは、第4回第1農地部会をはじめます。本日の欠席者は41番西口委員1名、出席者は16名で本農地部会は成立しております。では、議事録署名者を私のほうから指名させていただきます。  
2番 野田久忠委員・47番 田中委員よろしくお願ひいたします。  
それでは、まず初めに、会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から7号まで件数及び合計面積につきまして、事務局から一括して報告をお願ひいたします。
- 事 務 局      それでは、第4回農地部会議案書の1ページから2ページをお願いします。  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。  
今月は、件数としまして合計13件、面積として3万1,370㎡で田でございます。  
解約後は、再設定が5件、所有権移転が5件、自作に戻るのが3件でございます。  
3ページから4ページをお願ひいたします。  
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。  
これにつきましては相続等の届け出によるものでございまして、件数といたしましては5件、面積として1万5,034㎡、内訳としましては田が1万2,481㎡、畑が2,553㎡でございます。  
5ページをお願いします。  
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。  
件数といたしましては10件、面積として7,697.27㎡、内訳といたしまして田が3,029.27㎡、畑が4,668㎡でございます。  
内容としましては、駐車場用地が4件4,344㎡、一般個人住宅用地が2件376㎡、共同住宅用地が3件2,891.27㎡、倉庫用地等が1件86㎡でございます。  
次に、6ページをお願ひいたします。  
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。  
件数といたしましては7件、面積として9,512.28㎡、内訳といたしまして田が7,901.28㎡、畑が1,611㎡でございます。  
内容としましては、資材置場・駐車場用地が2件376㎡、宅地分譲用地が4件8,887.28㎡、一般個人住宅用地が1件249㎡でございます。  
7ページをお願いします。  
報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）でございます。  
件数といたしましては3件、面積として2,091㎡で田でございます。  
内容としましては、仮設道路・資材置場用地が1件1,527㎡、歯科技工所用地が1件442㎡、駐車場用地が1件122㎡でございます。  
8ページをお願いします。

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。

件数といたしましては2件、面積として453㎡、内訳といたしまして田が330㎡、畑が123㎡でございます。

内容としましては、一般個人住宅用地が2件453㎡でございます。

9ページをお願いいたします。

報告第7号 農地法第5条第1項の規定による許可の変更届出について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。

件数といたしましては1件、面積として2,177㎡、内訳といたしまして田が1,120㎡、畑が1,057㎡でございます。

内容としましては、平成20年度、国道23号高茶屋道路建設工事に伴う仮設事務所・資材置場用地として、一時転用を平成21年7月27日から平成23年3月31日までの間、許可を行ったものでございますが、工期が延長となったことから、その期間を平成23年12月31日までに変更しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より報告があったとおりでございますので、よろしくお願ひします。

続きまして、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）。

この中に私の案件がございますので、農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限に該当しますので、私は途中で一時退席をいたします。番号12については、部会長職務代理の中林委員にお願いいたします。

議長 はい、そういうことでございますので、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 10ページをお願いします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 栗真、受人 \_\_\_\_\_、経営面積 29万7,003.24㎡、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 栗真中山町西浦 \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、現況面積623㎡でございます。

これにつきましては、次の番号2と関連しますが、渡人である \_\_\_\_\_と受人である \_\_\_\_\_は、それぞれの自作地を相互に交換しようとするものでございます。

番号2、地区 栗真、受人 \_\_\_\_\_、経営面積 4,400㎡、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 栗真中山町西浦 \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、現況面積1,011㎡でございます。

これにつきましては、先程の番号1と同趣旨によりまして、渡人である \_\_\_\_\_と受人である \_\_\_\_\_は、それぞれの自作地を相互に交換しようとするものでございます。

番号3、地区 新町、受人 \_\_\_\_\_、経営面積 6,060㎡、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 神納新造 \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、現況面積1,205㎡でございます。

これにつきましては、渡人である \_\_\_\_\_は、営農縮小のため、営農拡大を

希望する受人である\_\_\_\_\_に譲り渡ししようとするものでございます。

番号4、地区 神戸、受人 \_\_\_\_\_、経営面積 9万2,940.91㎡、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 野田一八\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、現況面積568㎡でございます。

これにつきましては、受人につきましては次の番号5及び6とも関連しますが、渡人である\_\_\_\_\_は、高齢化による離農のため、営農拡大を希望する受人である\_\_\_\_\_に譲り渡ししようとするものでございます。

番号5、地区 神戸、受人 \_\_\_\_\_、経営面積 9万2,940.91㎡、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 野田沢中\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、現況面積1,293㎡でございます。

これにつきましては、渡人である\_\_\_\_\_は、高齢化による離農のため、営農拡大を希望する受人である\_\_\_\_\_に譲り渡ししようとするものでございます。

番号6、地区 神戸、受人 \_\_\_\_\_、経営面積 9万2,940.91㎡、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 野田一八\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、現況面積704㎡でございます。

これにつきましては、渡人である\_\_\_\_\_は、高齢化による離農のため、営農拡大を希望する受人である\_\_\_\_\_に譲り渡ししようとするものでございます。

番号7、地区 櫛形、受人 \_\_\_\_\_、経営面積 9,597㎡、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 殿村鴻巣\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、現況面積 3,808㎡、外1筆、合計面積4,270㎡で田でございます。

これにつきましては、渡人である\_\_\_\_\_は、営農縮小のため、営農拡大を希望する受人である\_\_\_\_\_に譲り渡ししようとするものでございます。

番号8、地区 高茶屋、受人 \_\_\_\_\_、経営面積 1万2,383.21㎡、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 高茶屋小森上野町野田\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、現況面積82㎡でございます。

これにつきましては、渡人である\_\_\_\_\_は、耕作不便のため、農作業の効率をよくするため、営農拡大を希望する受人である\_\_\_\_\_に譲り渡ししようとするものでございます。

番号9、地区 大里、受人 \_\_\_\_\_、経営面積 933㎡、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 大里山室町西川原\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、現況面積595㎡でございます。

これにつきましては、渡人である\_\_\_\_\_は、相手方の要望により、営農拡大を希望する受人である\_\_\_\_\_に譲り渡ししようとするものでございます。

なお、下限面積の関係につきましては、今回の申請及び利用集積によりまして満たしているところでございます。

番号10、地区 高野尾、受人 \_\_\_\_\_、経営面積 5,116㎡、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 高野尾町西豊久野\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、現況面積85㎡でございます。

これにつきましては、渡人である\_\_\_\_\_と受人である\_\_\_\_\_は、親子関係でございます。申請地を経営移譲のため譲り渡ししようとするものでございます。

番号11、地区 上野、受人 \_\_\_\_\_、経営面積 7,234㎡、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 河芸町久知野里前\_\_\_\_\_番、台帳地目 田、現況地目 畑、現況面積 321㎡、外2筆、合計面積767㎡で、田が711㎡、畑が

これにつきましては、渡人である\_\_\_\_\_は、高齢化による労力不足のため、営農拡大を希望する受人である\_\_\_\_\_に譲り渡ししようとするものでございます。

番号12、地区 椋本、受人 \_\_\_\_\_、経営面積 3,061㎡、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町椋本横山\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、現況面積3,061㎡でございます。

これにつきましては、渡人である\_\_\_\_\_は、営農縮小のため、営農拡大を希望する受人である\_\_\_\_\_に譲り渡ししようとするものでございます。

番号13、地区 香良洲、受人 \_\_\_\_\_、経営面積 8,011.82㎡、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 香良洲町前ノ洲\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、現況面積1,249㎡でございます。

これにつきましては、渡人である\_\_\_\_\_は、高齢化による労力不足のため、営農拡大を希望する受人である\_\_\_\_\_に譲り渡ししようとするものでございます。

以上、番号1から13までは、議案書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものでございます。

以上、件数といたしましては13件、面積として1万5,513㎡、内訳といたしまして田が1万3,528㎡、畑が1,985㎡でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。それでは、1番の栗真。

青木委員 6番 青木です。1・2番の案件ですが、農地同士の交換で何ら問題ないということで、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。3番、新町。

眞弓委員 4番 眞弓です。この件につきましては事務局の説明のとおりで何ら問題ありません。

議長 4番、5番、6番。

眞弓委員 4番 眞弓です。4・5・6番の案件ですが、この件、営農拡大ということで何ら問題ありません。

議長 7番、楡形。

野田委員 2番 野田でございます。この件は営農拡大ですので、特に問題ございません。

議長 8番、高茶屋。

奥山委員 9番 奥山です。農振の原田委員と確認しましたが、何ら問題ないということでございました。よろしくお願いします。

議 長	9番は私でございます。_____君と_____さんは隣地の畑でございまして、昔から使用しており何ら問題なかろうと思っております。よろしく願いいたします。
議 長	10番、高野尾。
赤塚委員	5番 赤塚です。私、現地確認に行きまして、また、地元の農業振興部会で審議いたしました結果、親子関係ということで、何も問題ないのでよろしくお願い致します。
議 長	11番、上野。
清水委員	14番 清水です。現地確認に行きましたところ、田んぼの中の田んぼであって、何ら問題ないということでございます。
議 長	それでは、農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限に該当しますので、私は一時退席をいたします。
中林委員	部会長が退席のために、部会長代理をして議事を進行させていただきます。
中林委員	それでは12番、大里。
牧野委員	17番 牧野です。何ら問題ないと思っておりますので、どうぞよろしく。
中林委員	ただいま、12番の地元委員さんのご意見がございました。 それではお諮りいたしますが、皆さん方、1番から12番につきましていかがでございでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
中林委員	全員異議なしでございますので、1番から12番まで許可をすることに決定いたしました。 それでは部会長さんに交代いたします。入室して下さい。
議 長	失礼しました。それでは13番、香良洲。
後藤委員	11番 後藤です。これ、現地確認に行きましたが何ら問題ございませんので、よろしくお願い致します。
議 長	それではお諮りいたしますが、皆さん方、13番につきましていかがでございでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは、異議なしと認め、議案第1号についてすべて許可することに決定いたしました。ありがとうございました。

それでは、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 11ページをお願いします。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。

番号1、地区 新町、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 神納井明 \_\_\_\_\_番、台帳地目 田、現況地目 雑種地、現況面積 358㎡でございます。

これにつきましては、申請地を隣接するマンションの駐車場用地として利用しようとするものでございますが、平成15年4月から使用しており、申請書と合わせ始末書の提出がされているところでございます。

番号2、地区 辰水、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 美里町家所永遠呂 \_\_\_\_\_番、台帳地目 田、現況地目 山林、現況面積 366㎡、外3筆、合計面積2,182㎡で田でございます。

これにつきましては、申請地が長年獣害がひどく、耕作をしても日陰等で日照時間も短く収穫に結びつかなく、また、耕作管理にも苦慮していたことから、昭和60年頃からヒノキ100本、杉400本を植林し、現在に至っておりますことから、申請書と合わせ始末書の提出がされているところでございます。

以上、件数といたしましては2件、面積として2,540㎡で田でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 ありがとうございます。1番、新町。

眞弓委員 4番 眞弓です。1番の案件ですが、現地確認しましたが、もう既にマンションの駐車場と利用されております。

議長 ありがとうございます。2番、辰水。

村治委員 19番 村治です。本日は遅なりまして申しわけございませんでした。2番の案件ですが、先日、会長、副会長、事務局と現地確認いたしましたところ何ら問題ないと思っておりますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第2号について許可することに決定をいたします。

次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）事務局の説明をお願いいたします。

事務局 12ページをお願いします。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 櫛形、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 殿村鴻巣 \_\_\_\_\_番、台帳地目 田、現況地目 宅地、現況面積 16㎡でございます。

これにつきましては、申請地を農家住宅用地の一部として利用しようとする

ものでございますが、昭和52年6月ごろに隣接地に農家住宅を増築して使用してありますが、その一部分が農地であることが今回わかり、申請書と合わせ始末書の提出がされたところでございます。

以上、件数といたしましては1件、面積として16㎡で田でございます。  
以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。それでは1番、楡形。

野田委員 1番 野田です。ただいま事務局から説明がありましたとおり52年ごろより隣接地に宅地として一部利用しておりました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第3号について許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）事務局の説明をお願いいたします。

事務局 13ページをお願いします。議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。

大変申しわけございませんが、ご説明をさせていただきます前に、議案番号の1の安濃の案件でございますが、今回の現地確認におきまして、申請地の筆数に追加が必要であるということがわかりましたので、おわびを申し上げ、本日別に配付をさせていただいております議案書に差しかえをお願いいたしたく、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、ご説明を申し上げます。

番号1、地区 安濃、借り人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 安濃町内多谷\_\_\_\_\_番、台帳地目 畑、現況地目 宅地、現況面積 474㎡、外1筆、合計面積697㎡で畑、農地は第2種農地でございます。

これにつきましては、貸し人と借り人は親子関係でございまして、申請地に一般個人住宅1棟77.84㎡及び車庫等を建築しようとするものでございますが、平成22年10月20日から建築がされており、始末書の提出がされているところでございます。

番号2、地区 香良洲、借り人 \_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 香良洲町北浦\_\_\_\_\_番、台帳地目 田、現況地目 雑種地、現況面積499㎡でございます。

これにつきましては、貸し人は借り人の叔父の関係でございまして、申請地に一般個人住宅として分家住宅1棟86㎡及び車庫を建築しようとするものでございますが、平成23年2月に宅地用の盛土を行っており、始末書とあわせて申請が出されているところでございます。

以上、件数といたしましては2件、面積として1,196㎡、内訳といたし

まして田が499㎡、畑が697㎡でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。

中林委員 24番 中林。ただいま事務局の説明がございましたように、私ども4名の委員が現地検査をいたしましたところ、申請がちょっと漏れていたということがわかりまして、私ども指摘をいたしました。既に、ただいまの事務局の説明どおり住宅が建っております、始末書を提出させたわけでございますが、それと同時に地番が落ちていたということで面積的にややあわない、地形が傾斜地であったこと、それから、宅地への進入路としてどうしても不可欠なものでございますので、面積的には少しオーバーするかとも思われますが、その点よろしく委員の皆さん方にはご賢察いただきまして、許可をいただきますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは2番、香良洲。

後藤委員 11番の後藤です。これも現地確認に行きましたが何ら問題はございません。よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 1番の香良洲の件で、事務局の判断があらうと思いますが、一般住宅とあるけど、これ分家住宅やね。

事務局 はい、分家住宅です。

議 長 だから調整区域やね、ほんで。

事務局 市街化調整区域です。これまでから、議案の書き方に対しましては、分家住宅に関しましては、一般個人住宅という扱いですべて統一して、今出してもらっておりますので、説明の中で分家住宅というふうに言わせていただいております。

議 長 それでは異議なしと認め、議案第4号については、許可することに決定いたします。

続きまして第5号議案、非農地証明願について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 14ページをお願いします。議案第5号 非農地証明願についてでございます。

番号1、地区 安東、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 納所町松本 \_\_\_\_\_番、台帳地目 畑、現況地目 宅地、現況面積601㎡。

これにつきましては、昭和47年に父が農業用倉庫を建築し、現在に至っておりますことから、今回、非農地証明願が提出されたものでございます。件数といたしましては1件、面積として601㎡で畑でございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。1番、安東。

太田委員 3番 太田です。今、事務局の報告のとおりでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、5号議案について証明することに決定いたします。

次に、別冊でお配りしました議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

別冊の津市農用地利用集積計画をお願いします。表紙を1枚めくっていただきたいと思えます。

今月は、右下の合計欄に掲げてありますように、総合計で22万1,267㎡の集積がございました。内訳としましては、貸借関係及び所有権移転でございます。それでは、各地区別に、一番下の合計欄でご説明いたします。

津地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借が合わせて6万7,798㎡、畑の使用貸借が2,324㎡、件数的には23件でございました。所有権移転はございませんでした。

河芸地区につきましては、田の賃貸借が2万7,061㎡、件数的には8件でございました。所有権移転はございませんでした。

安濃地区につきましては、田の賃貸借が1万8,057㎡、件数的には5件でございました。所有権移転はございませんでした。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借が合わせて万91,147㎡、畑の使用貸借と所有権移転が合わせて7,891㎡、件数的には35件でございます。

美里地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借を合わせて6,989㎡、件数的には3件でございます。所有権移転はございませんでした。

香良洲地区につきましては、集積はございませんでした。

以上、合計で、田の集積が賃貸借と使用貸借を合わせて21万1,052㎡、畑の集積が賃貸借と使用貸借、所有権移転を合わせて1万215㎡、総合計が22万1,267㎡で74件となっております。

認定農業者への集積状況は34件で13万7,167㎡となっており、先月に比べ面積で約356%、件数では約226%となっております。

なお、内訳は、計画の概要のとおりでございます。  
農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えま  
す。  
以上で説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計  
画の決定について、適正であると認め、市長に進達することにいたします。  
以上で、本部会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。  
これもちまして、第4回 第1農地部会を閉会します。

午後10時42分

上記は、第4回第1農地部会の議事を録したものである。

平成23年4月21日

議 長

出席委員

出席委員